

秋田県公報

目次

告示
 平成十五年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）の実施（一六二・労働政策課）

平成十五年度技能検定（随時実施）の実施（一六三・労働政策課）
 平成十五年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（一六四・建築住宅課）
 通行車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定（一六五・道路環境課）
 都市計画事業の事業計画の変更の認可（一六六・秋田建設事務所）

公告

特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁総務課施設整備室）
 教育委員会告示
 教育委員会会議の開催（二）
 選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数（二六）
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（二七）

告示

秋田県告示第百六十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十五年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。）第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月四日

秋田県知事 寺田典城

一 前期実施（一級、二級、三級及び単一等級）
 (一) 等級別実施職種（作業）

- (1) 一級及び二級について実施する職種（作業）
- 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンター作業）、放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造、婦人子供注文服製作（木製製作（模倣製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
 - (2) 三級について実施する職種（作業）
 - 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンター作業）、めっき（電気めっき作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及び和裁（和服製作作業）
 - (3) 単一等級について実施する職種（作業）
 - 製麺（機械生麺製造作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事業業）及び加熱ペイントマシナーカー工事業業）及び塗料調色（調色作業）

<p>平成十五年</p>	<p>期 日 平成十五年 八月二十四日(日)</p>	<p>(二) 試験方法 等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。 (三) 試験の期日及び場所 (1) 実技試験 ア 期日 平成十五年六月十一日(水)から同年九月七日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日 イ 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。 ウ 問題の公表 実技試験の問題は、平成十五年六月五日(木)に公表し、当該職種の実検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については公表しない。 (2) 学科試験 ア 期日</p>
<p>ア 一級及び二級</p>	<p>等 級 及 び 職 種 (作 業) ア 一級及び二級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装(木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業) イ 三級 造園(造園工事作業)及び和裁(和服製作作業) ウ 単一等級 製麺(機械生麺製造作業)</p>	

<p>平成十五年 九月七日(日)</p>	<p>平成十五年 九月三日(水)</p>	<p>八月三十一日(日)</p>
<p>ア 一級及び二級 放電加工(形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立て仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、ブロック建築(コンク</p>	<p>ア 一級及び二級 写真(肖像写真作業)</p>	<p>機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)及び広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業) イ 三級 機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)及び電子機器組立て(電子機器組立て作業)</p>

- イ 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。
- (四) 受検資格
(1) 一級
令第六十四条の二の規定に該当する者
二級
令第六十四条の三の規定に該当する者
(2) 三級
令第六十四条の四の規定に該当する者
(3) 単一等級
令第六十四条の六の規定に該当する者
(4) 受検申請に必要な書類
(五) 技能検定受検申請書
(2)(1) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
(六) 受検申請書用紙の交付
(1) 期間
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十五年三月四日(火)から同年四月十六日(水)まで
(2) 場所
秋田市向浜一丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百六十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
(七) 受検申請書の受付
(1) 期間及び時間

リートブロック工(作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工(作業)、表装(表具作業及び壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業))
イ 単一等級
路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工(作業)及び加熱ペイントマシナー工(作業)及び塗料調色(調色作業))

検定職種	手数料	検定職種	手数料
一級 二級及び三級 造園	一五、七〇〇円	金属熱処理	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	放電加工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	仕上げ	一五、七〇〇円
切削工具研削	一五、七〇〇円	電子機器組立て	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	産業車両整備	一五、七〇〇円
建設機械整備	一五、七〇〇円	婦人子供服製造	一三、〇〇〇円
和裁	一、五〇〇円	木型製作	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	建具製作	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
とび	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
ブロック建築	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
畳製作	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
内装仕上げ施工	一五、七〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
サッシ施工	一五、七〇〇円	化学分析	一五、七〇〇円
表装	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
広告美術仕上げ	一五、七〇〇円	写真	一五、七〇〇円
フラワー装飾	一五、七〇〇円		

- (八) 秋田市向浜一丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
(1) 受検手数料
ア 実技試験
額の
(2) 場所
県の休日を除き、平成十五年四月三日(木)から同月十六日(水)までの午前八時三十分から午後五時まで
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しており一年以内に修了が予定されているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科の最終学年に属しているものの三級を受検手数料は、次のとおりとする。

製麵	一五、七〇〇円	路面標示施工	一五、七〇〇円
塗料調色	一五、七〇〇円		
検定職種	手数料	検定職種	手数料
造園	一〇、五〇〇円	機械加工	一〇、五〇〇円
めっき	一〇、五〇〇円	電子機器組立て	一〇、五〇〇円
和裁	七、七〇〇円		

- イ 学科試験 三、一〇〇
- 納付方法

- (2) ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
- ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。
- (九) 合格者の発表等
- (1) 技能検定合格者発表

- 平成十五年十月七日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
- (2) 一部合格者への通知
- 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付
- 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。
- このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

- (十) 受検についての問い合わせ先
- 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)

秋田県告示第六十三号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十五年技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)
- (一) 等級別実施職種(作業)
- (1) 三級について実施する職種(作業)
- さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び熔融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製作作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製品製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服装製作業)、紳士服製造(紳士既製服装製作業)、寝具製作(寝具製作業)、帆布製品製造(帆布製品製造業)、布はく縫製(ワイシャツ製造業)、家具製作(家具手加工業)、建具製作(木製建具手加工業)、印刷(オフセット印刷業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り

作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎一級及び基礎二級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び熔融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製品製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造

作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(二) 等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(三) 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日
秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所
秋田県職業能力開発協会が指定する日

ウ 問題の公表
実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日
秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所
秋田県職業能力開発協会が指定する日

(四) 受検資格

(1) 三級
令第六十四条の四の規定に該当する者(当該職場に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)

(2) 基礎一級及び基礎二級
令第六十四条の五の規定に該当する者

(五) 受検申請に必要な書類

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
三級、基礎一級及び基礎二級	一五、七〇〇円	鑄造	一五、七〇〇円
さく井	一五、七〇〇円	機械加工	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	アルミニウム陽極酸化処理	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	機械検査	一三、〇〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	電気機器組み立て	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	冷凍空調和機器施工	一五、七〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円		

- (八) 受検手数料
 (1) 額 ア 実技試験
- (七) 受検申請書の受付
 (1) 期間及び時間
 県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時まで
 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (六) 受検申請書用紙の交付
 (1) 期間
 県の休日を除き、随時交付する。
 (2) 場所
 秋田市向浜二丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
 郵送で交付を求めるときは、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百六十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2)(1) 技能検定受検申請書
 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

染色	一五、七〇〇円	ニット製品製造	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	紳士服製造	一五、七〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	帆布製品製造	一五、七〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円	家具製作	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
製本	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一五、七〇〇円	水産練り製品製造	一五、七〇〇円
かわらぶき	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
左官	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
配管	一五、七〇〇円	タイヤ張り	一五、七〇〇円
鉄筋施工	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
ウエルポイント施工	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
		工業包装	一五、七〇〇円

- (九) 学科試験 三、一〇〇円
 (2) 納付方法
 ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は、要しない。
 ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は、返還しない。
- (1) 合格者への通知等
 一部合格者への通知
 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付
 合格者には知事名の合格証書が交付される。さらに、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。
 受検についての問い合わせ先
 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)
- (十)

(十) その他
 本公示の随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果」又は「修得技能等の認定」に活用される。

秋田県告示第六十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十三条の規定により、平成十五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和二十五年秋田県規則第二十九号）第十三条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成十五年三月四日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 二級建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成十五年七月六日（日）午前十時から午後五時十分まで

イ 場所 秋田県ＪＡビル（秋田市八橋字成川原六十四番二号）

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成十五年九月二十八日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

イ 場所 秋田県ＪＡビル（秋田市八橋字成川原六十四番二号）

(二) 木造建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成十五年七月二十七日（日）午前十時から午後五時十分まで

イ 場所 秋田市文化会館（秋田市山王七丁目三番一号）

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成十五年十月十二日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

イ 場所 秋田県ＪＡビル（秋田市八橋字成川原六十四番二号）

二 学科の試験の科目

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

三 受験資格

法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

受験申込書

(二)(一) 添付書類

(2)(1) 受験資格を有することを証する書類
 写真二枚
 受験申込書用紙の交付

五 受験申込書用紙の交付
 (一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十五年四月七日（月）から同月十八日（金）まで

(二) 場所 社団法人秋田県建築士会の事務所（中央支部以外の各支部の事務所を含む。）

六 受験申込書の受付

(一) 場所及び期間

(1) 社団法人秋田県建築士会の事務所（秋田市大町四丁目三番十四号デンタルビル三階）においては、平成十五年四月十四日（月）から同月十八日（金）まで

(2) 社団法人秋田県建築士会北秋支部の事務所（大館市片山町三丁目十三番三号 福士静夫設計計画事務所内）においては、平成十五年四月十四日（月）及び同

月十五日（火）

(二) 時間 午前十時から午後四時まで

七 受験申込方法

受験申込書は、直接受付場所に提出すること。

八 受験手数料

額 一万三千九百円

(二)(一) 納付方法 郵便為替により、財団法人建築技術教育普及センターに納付すること。

九 合格者の発表

平成十五年十二月中旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、平成十五年九月中旬に合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

十 試験についての問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター東北支部（電話〇三二 二二三三 三三四五）

社団法人秋田県建築士会（電話〇一八 八六三 六三四八）

十一 その他

設計製図の試験の課題は、平成十五年六月下旬から試験当日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。

秋田県告示第六十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第一百六十五号）第三条第一項第一号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月四日

一 指定する道路の路線名及び区間

秋田県知事 寺田典城

路線名	区間
一般国道百一号	南秋田郡天王町天王字棒沼台二百四十七番十九地先から秋田市金足岩瀬字小川瀬三十一番一地先まで
一般国道百七号	平鹿郡山内村黒沢字上ノ山十三番五から横手市安田字ブンナ沢六番一まで
県道秋田八郎潟線	南秋田郡八郎潟町字上沖谷地百二十八番一地先から同町夜叉袋字下昼寝二百四十八番一まで 南秋田郡八郎潟町字上沖谷地百二十八番一地先から南秋田郡五城目町野田字合野三百三十六番九まで
県道琴丘上小阿仁線	山本郡琴丘町鹿渡字西小瀬川百六十一番地先から同町鹿渡字金仏八番一地先まで
県道雄和岩城線	由利郡岩城町内道川字観音下四十六番一地先から同町内道川字川向四十四番一まで 由利郡岩城町内道川字観音下四十六番一地先から同町内道川字中道六十八番一まで

二 指定する期日 平成十五年四月一日

秋田県告示第百六十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年三月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 雄和町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 河辺都市計画下水道事業 雄和町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十三年十月二十五日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地

(一) 収用の部分

昭和六十三年秋田県告示第六百七十四号、平成六年秋田県告示第百八十七号、平成九年秋田県告示第九十四号の事業地に河辺郡雄和町田草川字本田、字鱸の一部、字沖村の一部並びに樺川字石坂上の一部並びに妙法字平治ケ沢、字薊沢、字火石下の一部、字槐下の一部を加え、樺川字小鹿野戸、字鹿野戸屋地、字小田清水並びに平沢字蟹沢、字袖又、字桜屋並びに石田字中大部、字蟹沢並びに妙法字上大部並びに樺川字鹿野戸、字長者屋敷、字袖ノ沢、字方福、字川端、字館ノ下、字岡崎並びに平沢字金沢、字舟津田並びに石田字下大部、字山田、字前田並びに樺川字石坂上、字馬坂上、字前橋岱、字地張山、字関田、字中村、字平脇、字安養寺、字堤根、字奥橋岱並びに石田字苗代沢並びに妙法字平治ケ沢、字薊沢、字火石下及び字槐下地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分 変更なし

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「令」という。）第十一条の規定により、公示する。

平成十五年三月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 秋田県教育・福祉複合施設建築工事 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 秋田県教育庁総務課施設整備室 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日 平成十五年二月十八日

四 落札者の住所及び名称
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目六番十一号 大林・長谷駒・加藤・加賀伊特定建
設工事共同企業体

五 落札金額
二十九億八百五十万円

六 契約の相手方を決定した方法
一般競争入札

七 令第六条の規定による公告を行った日
平成十五年一月七日

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第一号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十五年三月四日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

- 一 日時 平成十五年三月十二日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員室
- 三 案件
- (一) 公立幼稚園の廃止の認可について 他七件
- (二) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十五年三月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六九

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超え

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二八、〇七〇

秋選管告示第二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年三月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、二六七
能代市	一四、七六三
横手市	一〇、九一一
大館市	一八、二四五
本荘市	一一、一三〇
男鹿市	八、四八〇
湯沢市	九、四一六
大曲市	一〇、六六九
鹿角市鹿角郡	一一、七五五
北秋田郡	一八、一九六
山本郡	一三、五〇八
南秋田郡	一九、九一八
河辺郡	五、二六九
由利郡	二〇、九七八
仙北郡	三一、九七六
平鹿郡	一八、六四七
雄勝郡	一一、六八五

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十一年八月十三日(第千八十七号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員の退任及び就任の届出)

(原稿誤り)
 平成十五年二月四日(第千四百四十一号)掲載の秋田県告示第六十九号(生活保護法による介護機関の指定)の告示番号を秋田県告示第百六十一号に変更する。

(原稿誤り)		(原稿誤り)	
四下	四下	四下	四下
から十	終わり	から十	終わり
田村栄一	田村栄一	田村栄一	田村栄一

購読料 一月三千五百円
 発行所 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 876600
 FAX (0863) 876600
 E-mail: matsubaransatsu.co.jp

